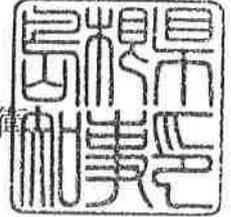




原 第 205 号
平成 28 年 7 月 15 日

経済産業大臣 林 幹 雄 様

島根県知事 溝 口 善 兵 衛
(防災部原子力安全対策課)



島根原子力発電所 1 号機の廃止措置について

本県の原子力行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画認可申請については、平成 28 年 4 月 28 日に中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）から本県に対して島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第 6 条第 3 項の規定に基づく事前了解願いの提出があり、本県としては、今回、原子力規制委員会へ申請することについて了解することとし、別紙のとおり中国電力に対して回答しましたのでお知らせします。

次に、安全協定第 6 条第 3 項の規定に基づく最終的な了解は、原子力規制委員会から審査結果について説明を受け、それに対して島根県議会などの意見を聴いて、総合的に判断したうえで中国電力に対して回答します。

なお、今回の中国電力による原子力規制委員会への申請の了解に当たって、廃止措置に関しては、使用済燃料の再処理等の課題があることから、貴省において適切に対応していただく必要があると考えておりますので、別添の諸事項（別添 1）について要請します。

また、本県に対して出雲市、安来市、雲南市からの意見（別添 2）の送付があり、これを添付しますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

(別添1)

経済産業省への要請事項

1. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の再処理等、国が前面に立って取り組んでいただきたい。
2. 原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分の円滑な実現に向け、取組を加速させていただきたい。
3. 原子力発電施設については、廃止が決定された後も原子力安全・防災対策など行政の財政負担が引き続き生じること、また、立地自治体の経済、雇用、財政等への影響への考慮が必要であることから、電源三法交付金・補助金については、原子力発電施設の撤去完了までを見据えた制度にしていただきたい。

(別添2)

周辺自治体からの意見

※以下、平成28年7月15日付け 原第205号

原子力規制委員会 委員長宛て要請と同様のため省略